

## 科学研究費助成事業 研究成果報告書

平成 29 年 6 月 2 日現在

機関番号：32406

研究種目：若手研究(B)

研究期間：2014～2016

課題番号：26780451

研究課題名(和文)韓国における学校協議会制度の機能に関する質的研究

研究課題名(英文)A qualitative research of school council in South Korea

研究代表者

小島 優生 (KOJIMA, YUKI)

獨協大学・国際教養学部・准教授

研究者番号：40433651

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 2,300,000円

研究成果の概要(和文)：「韓国における学校協議会制度の機能に関する質的研究」では、フィールドワークやインタビュー調査を通じて韓国の学校運営委員会をめぐる政策状況と、学校現場での動態について検討した。制度が導入された当初は、学校運営委員会の設置は学校共同体構築や、教育革新が政策目標であった。議事録等内部資料の分析の結果、政策目標が実現しているとは言えない。しかし、インタビューでは保護者は学校側からの正式な情報公開により信頼関係を築ける。学校は保護者からの支援が調達しやすくなるといった成果が明らかになった。従って韓国の自律的学校運営は、教育革新ではなく学校－保護者間の関係性再構築の一方法として評価できる。

研究成果の概要(英文)：In this study, I examined the policy situation around the school council and the change in the school through fieldwork and an interview investigation in South Korea.

At the beginning of this reform, the setting target of the school governing board was school community construction and education innovation at first. As a result of analyses of the internal information such as the minutes, it cannot be said that a policy objective is realized. However, by the interview, parents become to trust school by official information disclosure from the school side. And the school became easy to get the support from parents. Therefore, I can evaluate the autonomous school administration of Korea as the one side method of the relationship rebuilding between school - parents not education innovation.

研究分野：教育行政学

キーワード：自律的学校運営 韓国 世界化 学校参加

## 1. 研究開始当初の背景

中央集権型学校運営を採用し、一定程度の成功とされたアジア諸国において、近年、欧米型の自律的学校経営改革が導入されつつある。

自律的学校経営改革は、教育行政の地方分権と、学校内意思決定構造の変革を共通項とする。後者はこれまで「部外者」であった地域住民や保護者の代表を正式メンバーとして招き入れ、共同意思決定をすることで学校革新を目指している。

そのようないわゆる学校協議会制度についての具体例として日本では2004年「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」改正により導入された学校運営協議会が挙げられよう。

学校運営協議会についてはその動態を含め、研究が蓄積されつつ現状である。しかし任意設置であることから、全ての学校がこのような改革を行っているわけではなく、すべての学校に設置した際の学校改革への「効果」は未知数であると言える。

これに対し、韓国では1996年より全ての学校に保護者・地域住民と教員代表をメンバーとする学校運営委員会を設置することとなった。この制度は、私立学校を含めた全ての初等学校に設置が義務づけられたもので、保護者代表、教員代表、地域住民から構成される。審議内容も学校予算や教育課程運営等学校運営の重要事項を網羅している上に、それらの審議結果は校長を拘束することから、議決機関に近い審議機関と言える。

日本と比較するとメンバー構成割合や審議する内容等を詳細に決定した精緻な制度設計は、それ自体日本にとっても大きな示唆となると考えられるが、これまで筆者が公表したものを含め、いくつかの先行研究では、主に制度を中心とした「静的」な研究であった。

しかし韓国は、「先生様」という呼称が物語るように、学校-地域・保護者の関係性が対等であるとは言いがたい国のひとつである。保護者の教育権意識も高いとは言えない。

そのような中で、教員・保護者・地域が対等な立場で議論し、共同意思決定を行う学校運営委員会制度が、各学校で実際にはどのような機能を果たし、それがどのような学校変革に繋がるのかを明らかに必要があると考えた。

またこのような分析が、学校運営協議会制度を拡大しようとする日本にとっても大きな示唆をなると考えたことから研究を開始した。

## 2. 研究の目的

上述のような研究の背景から、本研究では制度設計に関する分析を基礎として、学校内での運営実態や関係者の認識の解明を目的とした。具体的に以下の3点の解明を研究目的として設定した。

## (1) 制度設計

どのような政治背景の下で導入されたのか

どのような学校(教育)の現状の下で導入されたのか

どのような目的で導入されたのか

## (2) 運営実態

学校運営委員会はどのようなメンバー構成か、どのように選出されているか  
どの程度、どんな審議内容で実施されているのか

審議中の保護者・地域と学校の対称性と討論の実態

審議結果と学校運営とはどのような関係にあるか

会議でイニシアチブを有しているのは誰か

## (3) 関係者の認識

(2)-②~⑤のような実態の背景は何か  
意見を言わなければならない時に学校への意見を躊躇することはあるか、

あるとすればその理由は  
学校運営委員会と保護者会はどう異同があるか

学校運営委員会が有効であったのは  
どんな場面か

全体として学校運営委員会制度をどのように評価するか

## 3. 研究の方法

(1) 制度設計等に関する研究方法としては、資料収集や関係者インタビュー等を使用した。

(2) 運営実態に関する研究方法としては、議事録や委員に対する配布物の収集・分析及び学校運営委員会開催時の観察、校長室での面談等を観察した。

(3) 関係者の認識に関する研究方法としては、校長・教師に対しては複数回にわたるインタビュー、保護者・地域住民についてはまず事前にアンケートを行い、その内容について後日インタビューを行うという2段階方式を採用した。

## 4. 研究成果

### (1) 制度設計

政治状況から見れば、金泳三大統領の世界化戦略の一環として導入されたものである。嚆矢となった「世界化・情報化時代を主導する教育改革方案」では、OECD加盟を目前にした先進国入りのための学校教育の外形を整えるという意味と、新自由主義的な教育動向の反映(画一から多様へ、平等から競争へ)が見られる。

一方で、政権が激しい民主化闘争を経ての

成立であったため、政治の可視化や市民参加が歓迎され、その方途として学校運営委員会は「教育改革の花」と歓迎された。

他方、学校内も安泰だった訳ではない。急速な就学率・高校進学率の向上を達成したが、その背後に保護者会（韓国では学父母会）の負担や、過度な暗記中心の教育内容等が改善を要していた。

上述の2つの背景をまとめると、政策目標としては学校共同体（校長中心の意思決定構造から、教師・保護者・地域の3者による対等な学校意思決定構造への転換）と、多様な教育の実現という2つの政策目標が挙げられる。この実現のために設置されたのが学校運営委員会であり、その意思決定を内実化するための施策も同時に行われている。

例えば、審議内容の1つとして教育課程運営があるが、「学校裁量時間」（日本での総合的な学習の時間に相当）の導入や、大幅な選択授業が可能になる等、学校への分権が同時に進められた。

## （2）運営実態

教師・保護者については選挙によって、地域住民は選挙によって先に選出された委員の推薦によって選出される規定となっている。

ただし、現実には教師については選挙の前にはほ他の分掌と同様に指名される形で、保護者委員も一部を除き学父母会メンバーがそのまま兼任している例が大多数であった。これらにより、委員の代表制担保の面で課題が残り、委員等は意識としては「みんなのために、学校のために」と考えているものの、母集団からの意見収集等は行っていないかった。また、保護者委員に限定される課題であるが、委員が女性に偏在していることも分かった。このことは運営実態に影響を与える一要因であると考えられる。

学校によって多少のばらつきがあるが、4校の調査の結果1年間に6回以上の開催である。また扱う案件は10案件以上であるにも関わらず、1時間程度の審議時間である。

また、議事録分析の結果その大部分は学校側からの説明に留まる。ある中学校では1年間60以上の案件がありながら、発言があったのが1件のみという事例もあった。

基本的に全ての事案で「承認」であり、議事録や観察の結果学校からの説明 そのまま承認という流れであった。

上述のような形であったため、学校運営に直接的に変化をもたらすとは言えない。委員ではない教員の場合自身の使用する教科書が学校運営委員会の承認を経ていない事実すら認知していないという事例もあった。

直接的には説明を行う教務部長である。保護者や地域委員は意見をいうことはほとんどなく、校長も口を挟むことはない。

## （3）認識

ほぼ意見がでないという状況について、「学校の見解が妥当」、「代案が見つからな

い」等の意見が多く出された。学校に対して信頼といえるが、一方で取り立てて変革を求めない消極的な学校支持の姿勢が見られた。

予想に反し、いう必要性があれば言う、との回答であった。

ほぼ兼任しているため、同様とする回答も多かったが一部委員では保護者会の方がより回数が多く、生徒や学校に身近な活動を行っている（例：交通指導等）学運委の方がフォーマルな活動という回答があった。

学校運営委員会があつてよかったのはどんな時だと考えるかについては、保護者から義務的に参加していて、あまり意義を感じないという回答がある一方で、個人的には学校を知ることができてよかったという回答が多くをしめた。

また校長は信頼関係を気づくことで、支援を得やすくなったことが成果だと回答した。

上述のように、審議が学校変革をもたらしていないにも関わらず、委員等は本制度を評価すると回答している。ただし、その理由としては「学校をよく知ることができるようになった」（保護者）、「信頼関係ができ、支援を受けやすくなった」（校長）とその理由は若干異なる。

まとめると、導入時の政策目標の中で多様な教育という点では有効に作用しているとは言えない。これらは学校運営委員会の不備も多々あるが、過度な受験競争を所与のものとする韓国社会の中で各学校独自、各地域独自の教育があまり想定されていないことが要因として考えられる。

他方、情報を提供し、説明することで信頼関係を築き、学校への保護者の支援を得やすくなるという点では学校共同体の萌芽は発現していると言えるのではないだろうか。助成期間終了直前、法改正により、保護者会が法制化された。保護者は単に支援者ではなく、権利ある参加が目指されることになり、継続して注視していきたい。

## 5. 主な発表論文等

（研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線）

〔雑誌論文〕(計 件)

〔学会発表〕(計 1件)

小島優生「韓国の学校運営委員会の現状と課題-議事録・インタビュー調査から-」第52回日本比較教育学会自由研究発表  
2016年6月26日於大阪大学

〔図書〕(計 件)

〔産業財産権〕

出願状況（計 件）

名称：  
発明者：  
権利者：  
種類：  
番号：  
出願年月日：  
国内外の別：

取得状況（計 件）

名称：  
発明者：  
権利者：  
種類：  
番号：  
取得年月日：  
国内外の別：

〔その他〕

ホームページ等

6. 研究組織

(1) 研究代表者

小島優生 ( KOJIMA Yuki )

獨協大学・国際教養学部・准教授

研究者番号：40433651

(2) 研究分担者

( )

研究者番号：

(3) 連携研究者

( )

研究者番号：

(4) 研究協力者

( )